

- ③ 歌謡大会など特別の行事において、実行委員長・実行委員など臨時の役割や、その行事に関する臨時の会計などを任命することがある。
- ④ 協会は有識者または歌謡会関係の著名人等に、協会の顧問の就任を要請することがある、顧問は協会活動への助言、または専門的立場から協会の指導に当たる。
- ⑤ 第5章第1条①項による支部を設立した場合、支部を代表する支部長または総本部担当理事を選任し、協会活動の参画・連携連絡に当たる、具体面については各支部の裁量に委ねる。
- ⑥ 支部所属の者が本部理事に就任することについては何等これを妨げない。

第 4 章 総会及び事業

(総会の開催)

- 第 1 条 ① 1年1回を限度として総会を開催し、次の各号に示す議案及び協会運営に関する重要議案を審議する。
- 1、前年度の事業報告及び会計報告。
 - 2、新理事の選任・承認。
 - 3、次年度の事業計画。
 - 4、各種規定・会則の設定並びに改定。
 - 5、支部設立の認証。
- ② 総会は委任状を含め、全会員の過半数を以って成立する。
- ③ 協会の事業年度は大凡総会日を区切りとして定める。